

地域包括ケア推進部会 医療介護連携に関する専門部会運営要綱

平成 29 年 12 月 13 日
保健福祉局長決定

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、神戸圏域地域医療構想調整会議 地域包括ケア推進部会運営要綱第 8 条に基づき設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 専門部会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 医療介護連携の推進に関する事項
- (2) その他在宅医療体制の充実に関する事項

(委員)

第 3 条 専門部会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、保健福祉局長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
 - (2) 介護関係者
 - (3) 前 2 号に掲げる者のほか保健福祉局長が特に必要があると認める者
- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、20 名以内とする。
- 3 議事について、特別な利害関係を有する委員は、その議事に加わるできない。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(座長の指名等)

第 5 条 保健福祉局長は、委員の中から座長を指名する。

- 2 座長は、会の進行をつかさどる。
- 3 保健福祉局長は、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(関係者の出席)

第 6 条 保健福祉局長は第 3 条に規定する委員のほか、専門部会の運営上必要な者の出席を求めることができる。

(専門部会の公開)

第 7 条 専門部会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、保健福祉局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 専門部会を公開することにより、公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認めら

れる場合

- 2 専門部会の傍聴については、神戸圏域地域医療構想調整会議傍聴要綱（平成 28 年 9 月 14 日 保健福祉局長決定）を適用する。

（作業部会）

第 8 条 専門部会は、必要に応じ、作業部会を開催することができる。

- 2 作業部会は、保健福祉局長が委嘱する委員で組織する。
- 3 作業部会の運営に関し、必要な事項は、保健福祉局長が定める。

（専門部会の庶務）

第 9 条 専門部会の庶務は、保健福祉局健康部地域医療課において処理する。

（施行細目の委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し、必要な事項は、保健福祉局健康部長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 29 年 12 月 13 日より施行する。
- 2 この要綱は、平成 30 年 1 月 24 日より改正施行する。